



「技術者」でありつづけるために

農業土木技術者継続教育機構 運営委員会委員長 小前隆美

農業農村整備に携わるより多くの技術者に機構設立の目的に賛同し入会していただく勧誘活動を続けています。地方委員のご尽力により会員数は約7,700名までに増加したところですが、そのうち農業土木学会員の加入者は2,800名程度に留まっております。いま一度技術者のあり方と継続教育の必要性を考えてみましょう。

1. 「技術者」とは

医師の力量が公衆の安全に大きな影響力を持つことがわかりやすい例です。新しい病理の知識や手術の技法、新薬に関する情報が活用されなければ患者は不幸な道をたどります。同じように、技術者も同様に公衆に対して大きな責任を負っています。「技術者」を宣言することは、安全で高品質なものづくりを公衆と約束することになります。

「技術者」には、科学技術に関する高度の専門的応用能力を以て高い品質の物を社会に受け渡す責任があるのです。その責任を果たす能力がある者のみが「技術者」と呼ばれ得るのです。

社会の情勢は時とともに変化し、科学技術は発展していきます。「技術者」であり続けるためには、新しい科

学技術を身につけ新しい社会に応用する能力を備えていなければなりません。その継続研鑽を怠ったとき、「技術者」ではなくなるのです。

2. 継続研鑽していることこそが資格

多くの資格は試験に合格した段階で認定され、一度取得すると特別な場合を除きその資格を喪失することがありません。したがって、研鑽を積まなくても資格は維持でき、継続研鑽の必要はないと思う人が多いのです。

しかしながら、それでは社会に対して責任を果たしているとはいえません。資格を取得した後の研鑽がなければ、力量は衰え新しい情報も得られないので、新しい法律や技術に対応する能力が不十分となり、たちまち「技術者」ではなくなっていくのです。

自己研鑽と人間の能力の関係は、図2のとおりです。人間の知力や体力は40才を超えると衰えるため、積極的に自己研鑽を積んでこそ技術者として必要な能力が維持できるのです。能力が高い時期に取得した資格は、継続的な自己研鑽がなければ相応しい能力を持続することはできません。車の運転でも「ペーパードライバー」の呼称があるとおりです。

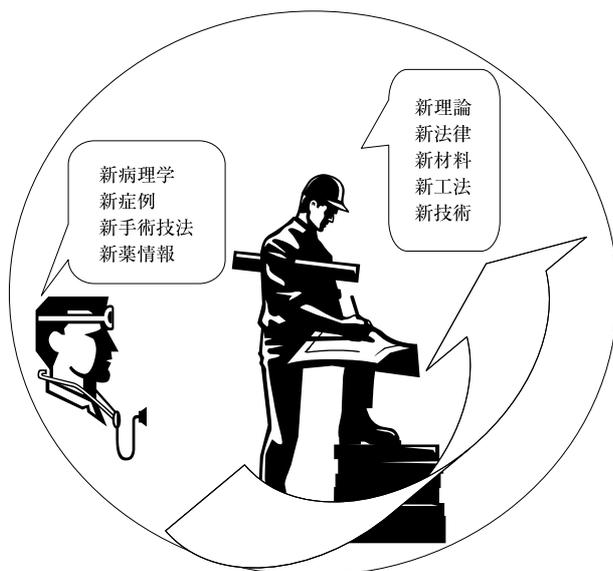


図1 技術者でありつづけるために

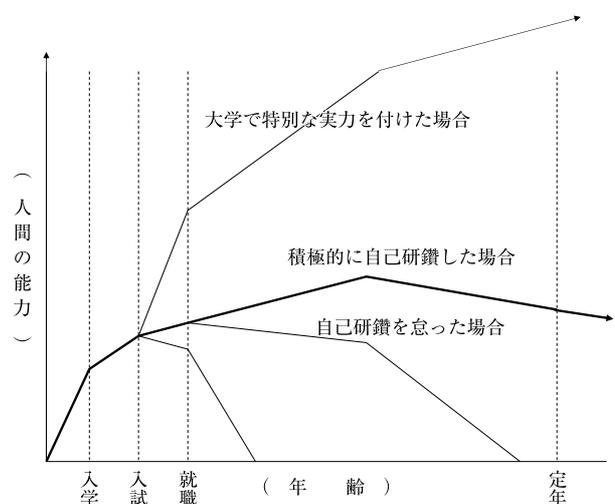


図2 自己研鑽と人間の能力の関係 (飯野弘之 2000 原図)

3. 資格を持つ者に行う継続教育と継続的に教育を受けている者に与える資格

資格を持つ者には継続教育が求められています。「技術士」の場合も、法によって「技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない」と資質向上の責務が定められました。それは、社団法人日本技術士会が行う CPD 認定会員制度（平成 18 年 3 月 1 日より認定申請を受付け）で具体化しています。一定以上の継続研鑽を重ねていることが認定された場合、「(社)日本技術士会 CPD 認定会員」であることを証するいわば上乘せ資格の制度です。

一方、医薬情報担当者（MR）の場合をみてみましょう。「MR」とは、主に製薬会社の社員で、医療関係者に面接の上、医薬品の品質・有効性・安全性などに関する情報の提供・収集・伝達を行うことを主な業務としています。MR 認定制度は、その前提に MR 教育研修があり、財団法人医薬情報担当者教育センターが「医薬情報担当者教育研修要綱」を定め、これに基づいて各企業が自社の教育研修計画を立案、実施しています。MR 認定試験の受験資格は、この教育研修を修了した者としています。MR 認定証の有効期限は 5 年とし、期間満了前に

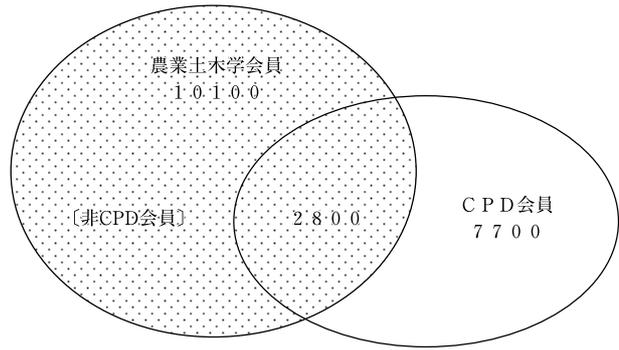


図 3 学会員と CPD 会員

継続教育の履修認定を受けたことを確認して更新することになっています。資格を維持するための継続教育に見えますが、実は、継続教育により資質の向上を図っていることを認定するシステムなのです。

4. 7,000 名の学会員は

農業土木学会の会員が全て「技術者」でなければならないという訳ではありません。しかし 7,000 名強の会員は継続教育機構に加入されていません。自らを「技術者」と自認している方は、是非とも継続教育機構の会員になっていただきたいと思います。

〔2006.5.1 受稿〕

機構 CPD 事務局通信

委員会活動：第 21 回評価委員会（平成 18 年 5 月 15 日(月)）

主な議題

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| (1) プログラム審査について | (7) 認定プログラムの講師 CPD 取得手続き方法について |
| (2) 農業土木学会誌掲載「CPD ニュースレター」 | (8) 取得証明書の発行と書式について |
| (3) 地方委員会平成 17 年度認定プログラム実地調査報告 | (9) プログラム認定審査の効率化について |
| (4) 通信 CPD の試行について | (10) 記録ノートの随時受付けについて |
| (5) 通信教育の区分について | (11) 建設系 CPD 協議会登録用参加者名簿の提出について |
| (6) 建設系 CPD 相互承認研修の区分について | |

農業土木技術者継続教育機構事務局
 〒105 0004 港区新橋 5 34 4 農業土木会館内
 TEL : 03 5777 2098 FAX : 03 5777 2099
 E-mail: cpd@cpd.jsidre.or.jp
 http://www.jsidre.or.jp/cpd/